

## 第1回男女共同参画審議会 会議概要

### 1 開催日時・場所

令和2年10月22日（木）13時30分～15時00分

県庁北新館5A会議室

### 2 出席委員（五十音順、敬称略）

今宿国夫、川口章、桐畑絵里、斎藤真緒、立石豊、谷口麻起子、塚本利幸、  
徳永萌花、中井智美、正木大輔、宮本一幸、森川ゆり、山崎いずみ

### 3 議題

#### （1）男女共同参画審議会の運営について

資料1 滋賀県男女共同参画審議会関係規則等

#### （2）今期の活動方針について

資料2 第10期男女共同参画審議会運営スケジュール

#### （3）滋賀の男女共同参画年次報告について

資料3 滋賀の男女共同参画（令和元年度年次報告）

#### （4）パートナーしがプラン2025（仮称）骨子案について

資料4 パートナーしがプラン2025（仮称）骨子案

資料5 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた現状と課題について

#### （5）その他

### 4 議事概要

#### ○各委員自己紹介

#### ○会長の選出

男女共同参画審議会規則第2条第1項に基づき、委員の互選により川口委員が会長に選出された。

#### ○会長代理の指名

男女共同参画審議会規則第2条第3項に基づき、会長から塚本委員が会長代理に指名された。

#### （1）男女共同参画審議会の運営について

##### ○ 審議会の設置について

男女共同参画推進条例に基づく県の附属機関であること、審議会の所掌等について、資料1に基づき事務局から説明。

##### ○ 会議の公開・非公開について

資料1のうち「附属機関の会議の公開等に関する指針」「傍聴要領」に基づき、事務局から説明し、原則公開を確認。

○ 苦情処理専門部会委員の設置について

資料1のうち「苦情処理の専門部会の設置について」「男女共同参画に関する施策苦情処理要綱」に基づき、事務局から説明。

○ 苦情処理専門部会委員の指名について

「苦情処理の専門部会の設置について」第2に基づき、会長から斎藤委員、谷口委員、塚本委員、正木委員が指名され、会長を含め5名に決定。

(2) 今期の運営方針について

資料2に基づき、事務局から説明。

(3) 滋賀の男女共同参画年次報告について

資料3に基づき、事務局から説明。

(4) パートナーしがプラン2025（仮称）骨子案について

資料4、5に基づき、事務局から説明。

(委員)

新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的にDV相談が増えているという説明があった。そもそもDV相談窓口の認知度が低いということだが、どのように周知しているのか。普段、相談先について目にしたことがない。他府県では公共施設のトイレ等で啓発カードが置いてある例もある。

DV家庭において、パートナーが生活費を稼いでいる場合にお金がないため、子どもを連れて生活できるのか、生活の見通しが立たないなどの不安がある。そうした中、相談窓口の時点で相談者に安心感をしっかりと与えられているか。相談したところで仕方ないと諦めてしまう方が多いのではないか。

(事務局)

新型コロナウイルス感染症対策のひとつとして、様々な相談窓口の一覧を全戸配布している。生活困窮、給付金の窓口等様々な窓口がある中の一つに、DVに関する相談先として電話番号を記載している。

本県では男女共同参画センター、中央・彦根子ども家庭相談センターを配偶者暴力相談支援センターとして設置しており、現計画の数値目標において「配偶者暴力相談支援センターの認知度：令和2年度末までに50%」と目標設定しているところ、令和元年度末で7.2%と低い。子ども・青少年局とも連携して認知度を上げていなければならぬ。

コロナ禍において、滋賀県ではDVの相談件数は顕著に増えていないが、都市部では相談件数が増えており、長期的な視野でどのような相談が増えてくるか見ていく必要がある。男女共同参画センターでDVに特化したチラシを作成している。自分がDVを受けていると気づいていない方も多

く、相談して初めてDVを受けていたということを実感し、次のステップに進まれる人もいます。

県と包括連携協定を結んでいる企業等と連携し、様々な人の手の届くところにチラシ等を設置するなど、取組を進めていきたい。計画の中にもそういった視点をしっかり入れていく。

(委員) 全戸配布の方法は。

(事務局) 7月1日の新聞折り込みに入れさせていただいた。

(委員) 若い世代は新聞を取っていない。子どもが小さく生活が苦しい世代は新聞をとっておらず、届いてほしい人に情報が届いていないのではないかと。子育て支援センター等に置くなど、若い保護者に情報が届くよう配布の方法を検討していただきたい。

貧困世帯、シングルマザーへの支援などについては、社会福祉協議会が貸付金を柔軟に取り扱っている。親から虐待を受けた子どもが生活する自立支援のホームの支援に携わっているが、社会福祉協議会と繋げ、支援を受けている卒業生もいる。自分は知っているのに窓口で繋げることができるが、本当に困っている人にそういった情報が届いていない。スマホは見るが、チラシは手に取っている余裕がないような方など、必要な情報が届くようにしてほしい。

(委員) 骨子案の「柔軟で多様なライフコースを選べるようにすることが重要です。」という言葉が入っているのは良い。

これまでの女性活躍というと、女性がフルタイム勤務で復帰するというイメージが強い。県の意識調査では「子育ての時期だけ仕事を一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」が最も多いという説明があった。女性が一番望んでいる働き方であるが、現実には難しい。仕事を始めようと思ったときに、働いていないと保育所に入れず、預け先がないと雇ってもらえないという矛盾がある。例えば守山市ではフルタイムでない保育所に入れず、まだ子どもが小さいので4～5時間だけでも働きたいという場合、幼稚園に入れてくださいと言われる。幼稚園では水曜日は11時半にお迎えが必要など、とても仕事を選べる状態ではない。

重点施策Ⅲで「子育て支援の充実」という一言で書いているが、ここがないと多様なライフコースを選べない。まず誰でも保育所に入れるようにしていかないと、次の段階に行けないと思う。

- (事務局) 県民意識調査で女性の働き方について、理想では「仕事を続ける」が約3割で、同じく現実でも3割が継続就労している。「子育ての時期だけ仕事を一時やめ、その後パートタイムで仕事を続ける」が理想では約3割で、希望する方がそのまま働いているかはわからないが、現実にも3割の方がパートタイムで働いている。「子育ての時期だけ仕事を一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける」が理想では約26%であるが、現実には11%しかフルタイムで働いていない。
- 御指摘のとおり、保育所に入りたいが働いていないと入れない、点数が下がってしまうという課題がある。
- 昨年度からの新規事業として、滋賀マザーズジョブステーションを拠点に、9月の保育所の入所申込の直前に集中的にお母さんの働きたいを応援する事業を行っている。昨年度は2か所で合同面接会を行ったところ、製造業等であっても、非正規社員から正規社員にステップアップできるなど女性にとって働きやすい職場に人気が集まった。
- 市町の保育担当とも協力し、保育の説明会も行ったが、担当者が来ていただける市町とそうでない市町があり、全部の市町に来ていただけるよう粘り強く担当課と相談していきたい。
- 今年度はコロナ禍の中、求人が非常に減っている。保育・介護等の福祉分野や、建設業等の専門的な分野に求人が集中しており、多くの女性が希望する事務職はほとんどない。今年度は様々な職種に目を向けていただくための取組も行っており、(株)シンコーメタリコン様にも出ていただいたが、製造業等でも女性がステップアップできる職場があることをアピールしているところである。
- こうした情報が知りたい人に届いていないことが問題であり、計画にもそのような視点を入れていきたい。
- (会長) 保育所の待機児童について、パートタイムだと優先順位が下がるため保育所に入れられないという話があったが、そうした人がどれだけいるのか把握しているか。
- (事務局) 各市町で実施しており、県の担当課でも把握していないと思われる。
- (会長) 市町と連携をとり、保育の定員を拡大していけるよう取り組んでいただければと思う。
- (委員) ウィズコロナ・ポストコロナで男女共同参画についてもかなり大きく見直しが必要になってくると思われる。

既に就職が見通せない中で、大きな課題が出てきている。資料にもあったとおり若年女性の自殺、ひとり親家庭の困窮の問題やDVなどの問題もこれまで以上に深刻化している。

5月～7月の段階で出産届が減少しており、滋賀県でも全国を上回っているとはいえ、少子化も深刻な影響が出てくるのではないかと危惧される。女性の働き方でパートタイムを望む方が多いというのも、ケアの負担が女性に偏っていることがあり、特にコロナ禍では、学校の休校や、介護においてデイサービスの中止など、家族への負担が増えている。

そのような中、男性が家事・育児・介護にどれだけ関わっていくかということが女性の選択肢を増やすためのポイントになるが、資料3の年次報告でも、平成18年から28年の10年間で男性の家事・育児・介護等の時間がほとんど増加していないというデータが報告されており、男女共同参画の推進の取組が、なかなか男性の家庭の中での役割変化につながっていないということが大きな課題である。

骨子案で新たに「男性への家事・育児・介護等参画のための情報提供」が加えられたが、誰にどのように情報提供するかということもあるし、企業自身が変わっていくこと、それを県が後押しするということがなければ、男性が個人で変わっていくということは難しく、その点を重視していただきたい。

今年の3月に埼玉県が全国で初めてケアラー支援条例、ケアをする人を県で支えていくという条例を全国に先駆けて定めた。男女共同参画だけの課題ではないが、ケアを抱えながらも生活できる・働ける、いろんな生き方ができるということを、県としてバックアップしていくということも意義がある。

(事務局) 男性の家事・育児参画について、県では男性の育児休業取得率が3.8%と非常に低い割合で推移している。啓発等も進めているが、企業の取組をどう後押しするかが課題である。

また、ケアに関する問題も大きくなってくると考える。

(会長) 国家公務員は本年4月から、男性は原則として1月以上の育児休業を取得するとしており、できない場合は上司の人事評価にも影響するという事である。民間からが難しいなら県から始め、啓発するという事も良いのではないか。

(委員) 県の女性活躍推進企業認証制度において、初の三つ星企業が2社誕生したということだが、どこの会社か。

(事務局) 2社のうち1社が近畿健康管理センターで、医療関係の事業を行っている法人。もう1社が㈱たねやで、早くからダイバーシティの取組を進めてこられた結果、女性の登用に結び付き、6月に認証式を行った。

(委員) せっかく今回初めて2社も認証したので、もっと発信していくべき。特に企業向けに発信していけば、今二つ星のところステップアップしたり、制度を知らない企業がチャレンジするきっかけになる。

(委員) 女性の管理職比率が低いというデータがあったが、福井県では女性の就労率は高く共働き率が日本一であるが、女性の管理職比率は日本一低い。なぜそうなるかという点、先ほどもあったように女性が働きながら、家事も育児も介護も担っていることが最も大きな要因と考えている。育児や介護の社会化という課題と、もう一つは男性が積極的に家事や育児を担っていけるようにすることが必要である。福井県の調査のデータを分析したところ、女性が「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成でも反対でも女性の家事の実施に影響しないが、男性が「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対であれば、男性の家事実施頻度は間違いなく上がる。男性への働きかけや、後押しする支援が大事になる。

アンコンシャスバイアスについては、日常生活の中でも「男とはこういうもの」「女とはこういうもの」ということを知らないうちに強力で刷り込まれている。

今非常に人気のアニメを中学生の娘と一緒に見ていたところ、感動的な場面として描かれているところで「男なんだから立ち向かえ！」など「男だから」という台詞が連続で出てきた。ほとんどの人は感動的に受容していて、知らないうちに刷り込まれているのだろうと思う。一朝一夕には変わっていかないが、意識を変えていく取組について粘り強く取り組んでいてもらいたい。

(事務局) 重点施策Ⅳの男女共同参画意識の浸透は新たに設けた部分であり、非常に重要な部分と考えている。

また、男女共同参画センターでも男性の生きづらさを考える講座をしているが、講座だけでは人が集まりにくいこともあり、どうやって広めていかということも考えていく必要がある。

(委員)

私が働いている・住んでいるところは農村地域だが、資料にもあったとおり自治会長の女性割合が農村地域では低い。男女共同参画ということが言われて久しいが、農村地域まで意識が浸透していないのが現状。

私が子育てをしたときも、夫と一緒に仕事をしながらでも家のことをしなければならないとか、農業の集まりでは夫が代表で、女性はでしゃばるなという意識が高い。何か意見を言うと叩かれる。

自治会でも色々な慣習の改革の取組もあったが、後から「どこどこの誰がこういうことを言った」とかうわさされるので、若い女性は意見を言いたがらない。

女性も自分の言葉に責任を持つという意識を高めることも大事であるし、それをちゃんと聞くという地域の意識を高めることも必要だと思うが、これまで行政が意識改革に関わってきたということをあまり聞かない。

農業分野など第一次産業では、まだまだ古いところもあり、夫を陰で支えるという女性がたくさんいる。そうした女性が活躍できる開かれた場づくりなどに取り組んでいかないといけない。

高齢化で自治会の役員をする方がだんだんといなくなっている中、女性も自治会の会員として意識を持ってもらえる取組に力を入れていただきたい。

(事務局)

男女共同参画センターを中心に、各自治会に出前講座に行ったり、地域における防災という視点で男女共同参画を考えるなど、視点を変えた形で男女共同参画の普及啓発を進めている。

また、地域に一番近いのは市町であり、男女共同参画の勉強会や講演会を行っている市町もあるが、まだまだ行き渡っていないところもあるのかなと感じている。

市町との連携は重要であり、今回の骨子案でも「5. 計画の総合的な推進」の部分で「国・市町をはじめ多様な主体との連携強化」として市町を特出ししている。市町担当者向けの研修会も実施しており、地域の男女共同参画の推進を後押しできるよう進めていきたい。

(委員)

骨子案の重点施策Ⅳの意識の面については、メディアにより無意識のうちに刷り込まれているなど、まだまだ行き渡っておらず、どのように変えていったらいいかと感じている。

特に教育現場においては、小中学生に対して、男女の平等性や、それぞれの持った個性を生かしながら、家庭においても役割を担っていくことなどの教育を行っているが、日常の中に「男のくせに」「女のくせに」といった言葉が出てくる場面が多くある。どうしたらそれがなくなっていくかと考えたとき、学習会をしても興味・関心のある方は来るが、関心のない方

は来ない。やはり誰もが目にする場に、商業施設などにもお願いしながら、目に訴えるポスターなどで広報していくのがよいのではないかと。

また、学校の多目的ホールに男子トイレ・女子トイレ・障害者トイレがあるところ、卒業生から「私が中学生のときに障害者トイレが多目的トイレのように誰でも使えるトイレであれば良かったと思うので、変えていてもらえないか」という手紙が届いた。まだ変わってはいないが、人権担当の教諭とも話し合い、子どもたちと学習を積み上げながらそういう設備を作っていくことが必要と思っている。

女子トイレしかおむつを替える場所がないなどの問題もあり、予算の関係もあり難しいところもあるが、ハード面でも少しずつ変えていけるところを変えていき、目に見えて「変わってきたな」という意識が芽生え、さらに進んでいくように思う。

男性の育児休業について、先日、職場で男性職員から2年間育児休業を取りたいという申し出があった。妻も働いていて、育児休業を1年取ったら復帰したいので夫に子どもを見てほしいということであったが、管理職の立場としては、後は誰が引き継ぐのかと心配してしまった。管理職がこういう風に思ったり表情に出したりしてしまうことで、男性職員が育児休業を取りにくくなってしまうので、自分自身も勉強していかなければいけないと感じたが、男性が家庭の役割を担うためには、人的なサポートやお金の面での支援なども必要ではないかと思う。

ソフト面では、副読本などを活用して子どもたちに啓発をしていきたい。

(委員)

大学生の立場として、コロナ禍でオンラインの講義などが続き、学生は孤立している。就職活動においては、これまでは周り情報共有しながら進めていけたことが難しくなり、不安に感じている。

コロナ禍の中、民間企業が今後どうなるか不安があり、周りの大学生でもとりあえず公務員になりたいという人が増えている。医療・介護・保育の人手不足ということが資料にあったが、より人手不足が進んでいく恐れもあり、どのように解消に取り組んでいくかが課題だと思う。

骨子案にある「若年層における教育・啓発の強化」について、どのように学校現場で理念を普及させていくかは重要。

教育を受けてきた立場としては、教育が形式化しているという印象があり、副読本もあるが読むだけになってしまったり、男女共同参画という用

語も知っているが、理念や、男女共同参画とは具体的にどんなことかと聞かれても答えられない。

自分自身も男女共同参画について知識を身に付けたのは大学で、高校までは知識もなく、周りに聞いてみても、大事なことはわかるけど何が大事かわからないというのが正直な意見であったので、教育・啓発について今後どのように具体的に組みんでいくか興味がある。

## (5) その他

○次回開催について

12月25日に開催予定。